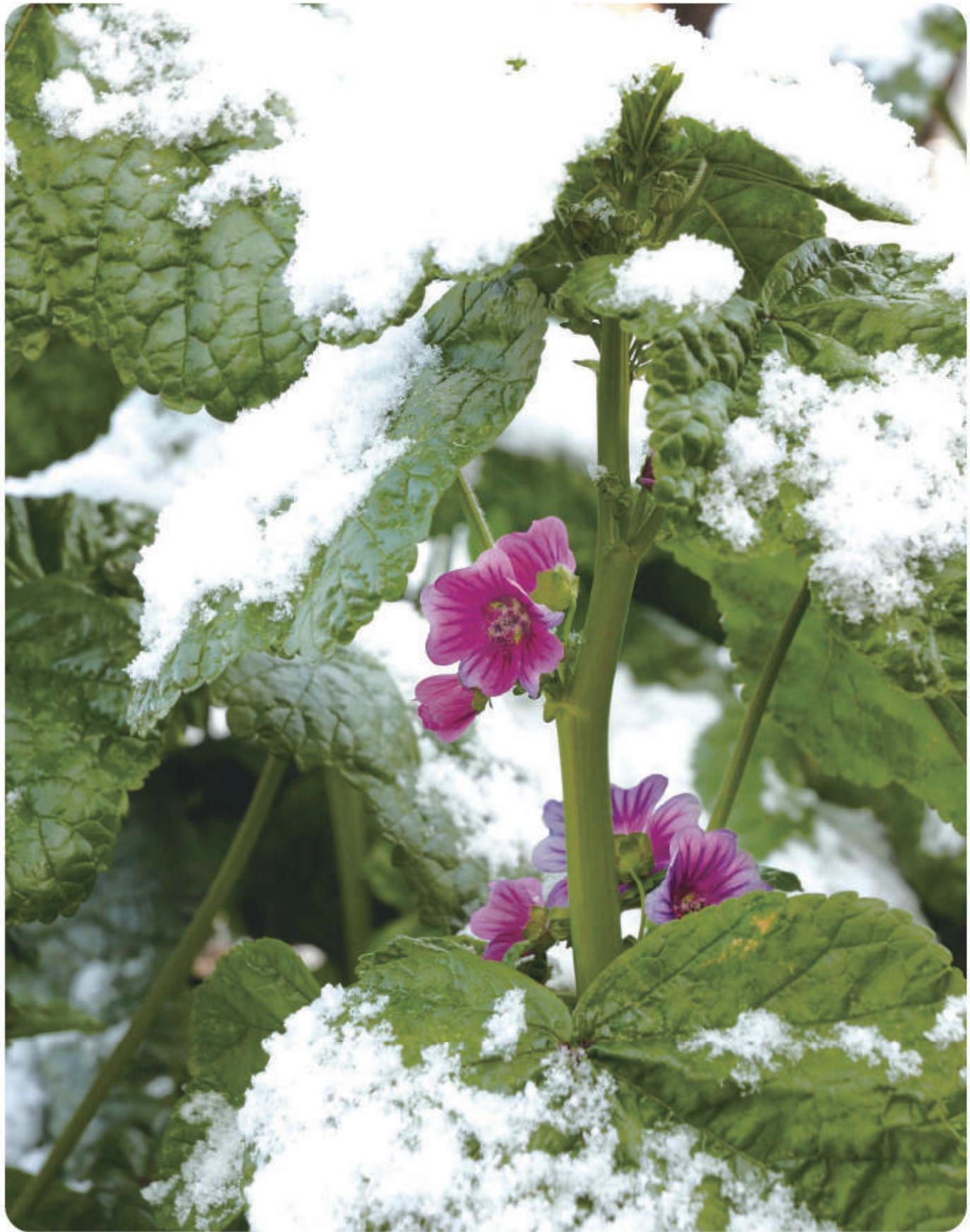


はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara
Corporation Association's
magazine
2021.1
相模原法人会広報誌
No.229 隔月刊



INDEX

会活 2

新年のご挨拶 3

相模原法人会会长 新倉 裕

相模原税務署長 山本 茂氏

相模原県税事務所長 小泉 洋氏

ハイライト 5

令和2年度 納税表彰

税に関する絵はがきコンクール

活動フラッシュ 8

令和2年10月～12月

税務署からのお知らせ 9

税務署窓口の混雑緩和にご協力ください。

申告特別控除の適用要件が変わります。

チケットを払い戻さず寄附することにより税優遇を受けられる制度が新設されました。

警察署からのお知らせ 13

架空料金請求詐欺にご注意!

ペーパーレスを妨げる 14

日本の商習慣とは

はやぶさ太郎の見てある記 16

有限会社魚伊佐

相模原県税事務所からのお知らせ 18

法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます。

新会員紹介 10月11月

読者プレゼント 19

お買い物サービス券 2,000円分

提供:有限会社 魚伊佐

[表紙] 相模原の風景

『銭アオイ』

初雪の朝、寒さにも負けず毅然と咲く銭アオイ。多年草で年を越すアオイ科の植物です。日本が原産の植物と思われますが原産は地中海沿岸、江戸時代に中国を経由して日本にわたって來たものです。

撮影地／緑区根小屋 撮影／松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

事業のお問い合わせは相模原法人会事務局042-755-3027まで

1月



7日(木) 源泉所得税研修会(年末調整後の実務)【相模原法人会館】

20日(水) 新設法人説明会 【相模原法人会館】

27日(水) 決算法人説明 【相模原法人会館】

28日(木) 青年部会 租税教室 【青葉小学校】

29日(金) ★法律相談 【相模原法人会館】

2月



2日(火) 青年部会 租税教室 【川尻小学校】

4日(木) 決算法人説明会 【高相合同庁舎】

5日(金) 青年部会 租税教室 【夢の丘小学校】

9日(火) 青年部会 租税教室 【くぬぎ台小学校】

18日(木) 決算法人説明会 【相模原法人会館】

税務相談 【相模原法人会館】

25日(木) 決算法人説明会 【相模湖交流センター】

※会場の密閉・密集・密接を回避、手指消毒の実施、マスクの着用等、感染症防止対策を十分に講じて研修会を開催することと致しました。

※延期または中止になる等変更になる場合がございますので、最新情報はHPをご確認下さい。

令和三年

謹賀新年



コロナ禍転じて福となす
企業も法人会も変革契機に

公益社団法人相模原法人会会长

新倉 裕

2021年を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、法人会の運営及び事業活動に対し、深いご理解と多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に、その治療や看護にご尽力されている医療従事者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス・パンデミックによって世界中が多くの困難に見舞われました。感染は欧州・米国へと飛び火し、発生源である中国を大幅に上回るペースで今も拡大しています。感染拡大の影響により、人やモノの動きが世界的に遮断されたため、各国内の経済活動が抑制され、国際金融市场が不安定となりました。

日本国内においても、イベントやスポーツの自粛や学校の臨時休校、経済活動の縮小などの措置の他、政府による緊急事態宣言の発令による外出規制などによって需要が蒸発し、これまでの経済危機に対する政策は通用せず、経済活動が機能不全に陥りました。

この感染症は、当然法人会事業にも影響し、感染拡大抑止と会員の皆様の健康を最優先に考慮し、多くの事業の中止または延期をせざるを得ませんでした。しかしながら、事業が実施できない期間には、「今こそ会員の皆様のために」という思いから、全会員の皆様に不足していた不織布マスクの配布、疫病退散にご利益がある妖怪アマビエがプリントさ

れたエコバッグを、市内の亀ヶ池八幡宮で諸災消除の祈禱を受けて配布いたしました。そして、ようやく昨秋から順次事業を再開するようになりましたが、マスク着用必須の上、密閉、密集、密接の回避に努め、手指消毒など感染防止対策を講じながらのものとなりました。

新型コロナウイルスは、終息した後の国際社会に大きな爪痕を残しかねません。感染源を巡る米中対立により、世界の分断が一段と加速する危険があり、各国内でも、失業の長期化により所得格差が拡大すれば、社会の分断を一段と深めることになります。他方、このたびの教訓から、世界でデジタルシフトが一気に進み、新ビジネスが創出される可能性も秘めています。企業も個人もwithコロナを前提とした新しい日常への対応を余儀なくされており、法人会においても、リモートでの会議実施やオンラインでの研修会や講演会など新しい形に取り組んでいます。この感染症を、法人会の組織運営並びに事業の変革契機と捉え、全力で会員の皆様と共にこの難局を乗り越え、粉骨碎身努めてまいりますので、会員の皆様及び関係諸団体の皆様のご理解並びにご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、感染症が1日も早く終息し、皆様の2021年が幸多き年となりますように、また、会員の皆様のご事業のますますのご繁栄並びにご健勝を祈念致しまして新年のあいさつとさせていただきます。

令和三年 ◆ 新年のご挨拶



相模原税務署長

山本 茂

皆さまと一緒にコロナ禍
を乗り越えて

新年あけましておめでとうございます。お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新倉会長をはじめ役員並びに会員の皆さまには、税務行政の各般にわたりまして、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、依然として社会・経済の広範にわたって大きな影響を及ぼしております。日夜、治療や看護にご尽力されています医療関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。相模原税務署としましては、引き続き、職員一人ひとりが感染防止策を徹底するとともに、新型感染症の影響を受けられた皆さんに寄り添いながら税務行政を行ってまいります。

貴会におかれましては、「租税教室」や小学校6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施、更には、「ワクワク!!税金体操第一」の一層の普及に向けたオリジナルキャラクター「年貢ちゃん」のPRなど、創意工夫を凝らしながら租税教育活動や税の啓蒙活動をなされており、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に積極的に取り組まれていらっしゃいます。

また、新型感染症の感染防止のため、新しい生活様式への対応が求められる中にあっても、老人介護施設への絵手紙の作成やタオルの寄贈などの社会貢献活動を継続されています。

こうした真摯な取組に対しまして、深く敬意を表しますとともに、引き続き、企業経営と地域社会の発展のためにお力を尽くされることを祈念申し上げます。そして、皆さまと一緒に、このコロナ禍を乗り越えていけたらと考えております。

さて、間もなく令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。今年は、いわゆる三密防止策を講じた申告会場となりますので、ご自宅などでパソコンやスマートフォンによるe-Taxを利用いただければ、新型感染症の感染防止にも大いに役立ちます。お近くにまだご利用されていない方がいらっしゃいましたら、是非お勧めいただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

新しき年の門出に当たりまして、公益社団法人相模原法人会の益々のご発展と会員の皆さまのご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



相模原県税事務所長

小泉 洋

明日のかながわに
向けて

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

相模原法人会の皆様には、旧年中、税務行政をはじめ本県の行政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去年来、新型コロナウイルス感染症の影響により先の見通しにくい状態が続いている。神奈川県では医療体制の維持や感染症拡大防止対策に取り組むとともに、県内経済の回復に向けた支援を進めるため、必要な事業を実施しているところです。

法人の皆様には引き続きのお願いと恐縮ですが、法人県民税・事業税の超過課税を5年間延長させていただくことになりました。皆様からの貴重な財源をもとに「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」に加え、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」にも活用させていただきたいと考えております。

こうした県の施策・事業を着実に推進していくためにも、適正・公平な税務行政の執行による県税収入の確保が大変重要であり、納税者の皆様の御理解御協力が不可欠であります。本県では、地方税共通納税システム、コンビニエンスストアでの収納やLINEpayなどによる納付方法の多様化を推進しており、これらの仕組みが活用されるよう普及、広報に努めてまいります。

貴会におかれましては、例年「市民桜まつり」や「相模原フェスタ」など市民イベントの参加を通じた税の啓蒙活動を取り組んでいただいておりますが、昨年は残念ながらイベントの中止が相次ぎました。そのような中ですが、小学校6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」については例年以上の応募がありました。表彰式は実施できませんでしたが、県税事務所長賞については、昨年11月10日に私が直接小学校へお伺いして授与してまいりました。このような形も新たな生活様式の一つなのかもしれません。

会員の皆様におかれましては、今後とも末永く、県の税務行政にお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人相模原法人会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



令和2年度 納税表彰

納税道義の高揚と正しい税知識の普及や税制行政の円滑な運営に貢献される等の功績があった方々が表彰されました。

◆令和2年11月12日(木) 於 相模原税務署

相模原税務署長表彰

当会からの受彰者(敬称略)

小谷 圭一

鈴木 晴澄

奈良 輝生



相模原税務署長感謝状

当会からの受彰者(敬称略)

山口 誠志

小山 孝子

尾崎 勲

丸山和加恵



相模原税務署管内 団体長会会長感謝状

当会からの受彰者(敬称略)

高橋 成育

高橋 英樹

齊藤 啓夫

伊波 耕文

足立 哲

森 正雄



◆令和2年11月18日(水) 於 高相合同庁舎

相模原県税事務所長表彰

当会からの受彰者(敬称略)

藤本 都子



第9回

税に関する せい かん

絵はがきコンクール

税に関する絵はがきコンクールは租税教育の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらうとともに、図画学習にも貢献するため、公益社団法人相模原法人会の女性部会が主体となり、学校生活の夏休みの宿題の一つとして相模原市内の71の小学校6年生5,781名を対象に実施いたしました。

応募者21校158名の中から、相模原税務署・相模原県税事務所・相模原市・相模原市教育委員会及び女性部会で組織した審査会において優秀作品を選考し、6作品が選ばれました。

例年は会員大会交流会会場で受賞者ご本人及びご家族を招待し、表彰式を行っていましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で会員大会が中止となつたため、受賞者の小学校に出向き各小学校で表彰式が行われました。



審査会で厳正なる審査を行いました。小学生ならではの個性的な作品が多く寄せられました。

相模原税務署長賞

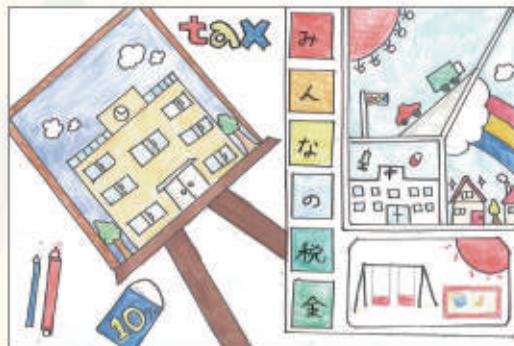


旭小学校 金子由奈様



11月17日 校長室にて表彰式が行われ、表彰式の様子は全校にライブ配信されました。

相模原県税事務所長賞



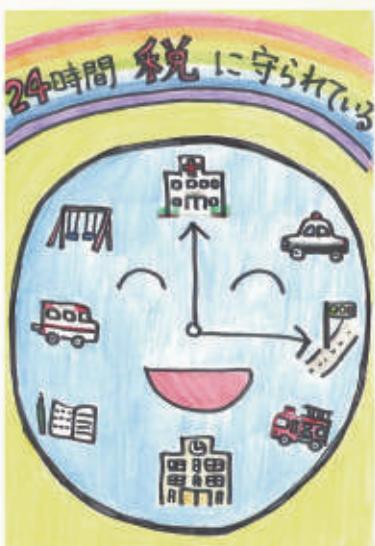
串川小学校 門倉心花様



11月10日 校長室にて表彰式が行われました。



相模原市長賞



鹿島台小学校 小方 聰介 様

11月13日 校長室にて
表彰式が行われました。

相模原市教育長賞



緑台小学校 村枝 実怜 様

11月27日 校長室にて
表彰式が行われました。

相模原法人会会長賞



麻溝小学校 小林 紗菜 様

11月9日 学年集会にて
表彰式が行われました。

相模原法人会女性部会長賞



鹿島台小学校 藤原 心愛 様

11月13日 校長室にて
表彰式が行われました。

活動フラッシュ

2020年 10月▶12月



内容／さがみはらフェスタ特設ページにてオンラインでの税金クイズ

令和3年度税制改正に関する提言 10/12(月)・11/17(火) 税制委員会



内容／衆議院議員赤間二郎氏(写真左)、相模原市長本村賢太郎氏(写真中)相模原市議會議長石川将誠氏(写真右)へ令和3年度税制改正に関する提言活動を行った。

研修会 10/23(金) 女性部会



内容／ポーセラーツ教室
講師／ポーセラーツサロンアトリエシュエット代表 大谷さやか 氏
場所／相模原法人会会議室

e-Tax実務研修会 12/2(水) 税制委員会



内容／書類作成の仕方、ダイレクト納付の仕方
講師／相模原税務署源泉担当官
場所／相模原法人会会議室

署長を囲む座談会 10/20(火) 女性部会・青年部会



内容／コロナを乗り越えて～人の心とビジネス～
講師／相模原税務署 署長 山本 茂 氏
場所／相模原法人会会議室

源泉所得税研修会 10/29(木) 税制委員会



内容／年末調整の実務
講師／相模原税務署源泉担当官 相模原市市民税課担当者
場所／相模原法人会会議室

親睦事業 11/23(月) 中央北支部



内容／例年行ってる親睦事業のりんご狩りが中止になった為、りんごの販売会をドライブスルー形式で行いました。
場所／相模原法人会駐車場



税務署窓口の混雑緩和に 是非ともご協力ください!!

※ 令和3年、税務署の申告書提出場所及び
相談会場は、新型コロナウイルス感染防止のため
ソーシャルディスタンス対応(三密回避)となります！

申告書も添付書類等も 電子で送信!!

- ★ 時間の短縮、経費（交通費・通信費）の削減。
- ★ e-Taxは確定申告時期、全日24時間利用可能。
- ★ パソコン・スマホからe-Tax送信で申告手続き完了。
- ★ どうしても環境が整わない場合には、
税務署窓口ではなく、郵送で提出又は時間外受取箱へ投函。

混雑緩和
のために!!



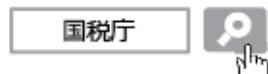
国税の納付は、税務署ではなく ダイレクト納付と振替納税 が便利です！

- ★ 来年の税務署内の納税窓口は前例のない混雑が想定されます。是非とも、ダイレクト納付等をご利用ください。
- ◎ 簡単・便利な「キャッシュレス納付」もお勧めします。
「QRコードによるコンビニ納付」⇒⇒⇒納付書がなくてもコンビニで納付できます。
「ダイレクト納付」⇒⇒⇒あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができます。

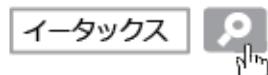


詳しくは・・・

「国税庁ホームページ」へアクセス
⇒⇒⇒



「e-Taxホームページ」へアクセス
⇒⇒⇒



令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正1 個人の方の所得税について

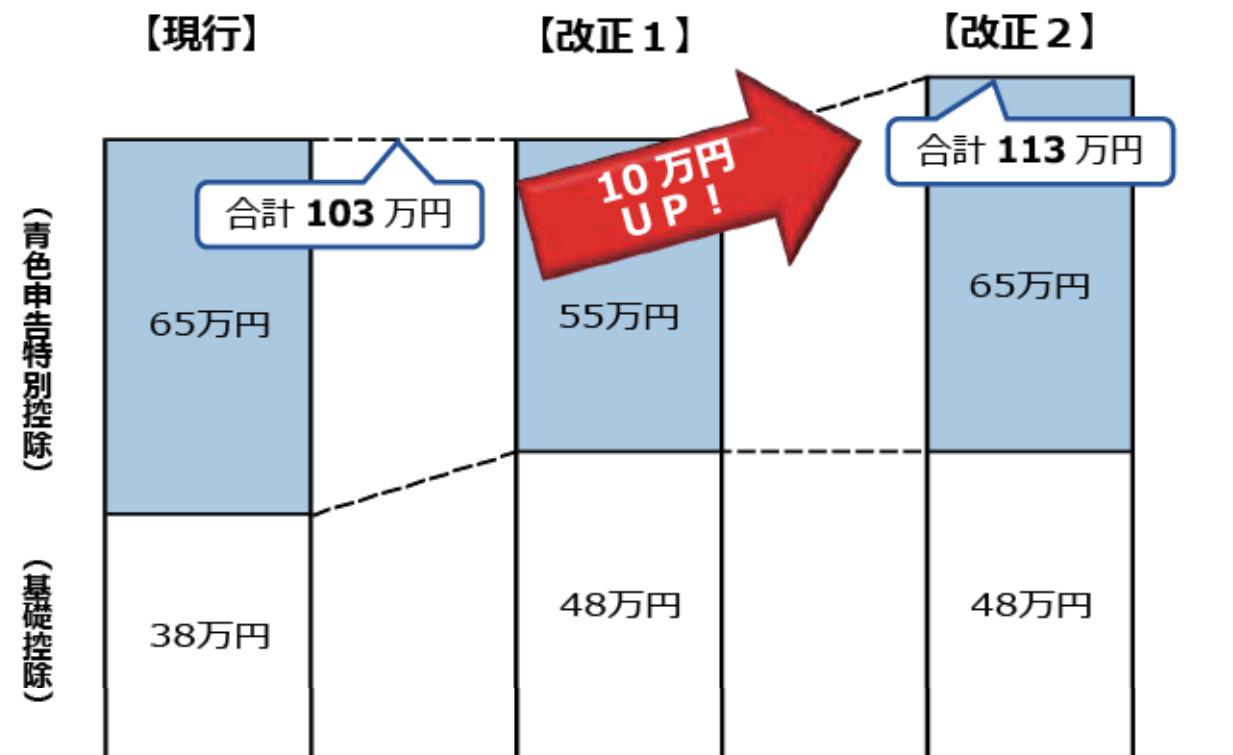
- ・**青色申告特別控除額が変わります！** (現行 65万円⇒改正後 55万円)
- ・**基礎控除額が変わります！** (現行 38万円⇒改正後 48万円)

↓ 更に

◆改正2 「(改正後) 55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。



- 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。
- 改正2の適用を受けるための要件等は、次ページでご紹介していますのでご覧ください！

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特65 別 万 控 円 の の 青 要 件 申 告	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3)期限内申告	改正前と同じ + ① e-Taxによる申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存

① e-Taxによる申告（電子申告）とは…

- e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- 改正後、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出（送信）する必要があります。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、e-Taxで提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。
 ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信することはできないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

e-Taxのご利用の流れは、

- マイナンバーカードを取得！
- ICカードリーダライタ又はスマートフォンを用意！
※ マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダライタ又はスマートフォンが必要となります。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ
確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。

申告時に準備するもの

マイナンバー
カードICカードリーダ
ライタ

② 電子帳簿保存とは…

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。
※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）」でご確認ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントのチケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度が新設されました。

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、ファンの間に感染が広がる最悪の事態を避けるため、それまで全力で進めてきた準備をすべて投げうち、苦渋の決断で開催を中止等した文化芸術・スポーツイベントが数多くあります。

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられる新たな制度を創設しました。

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP
1

主催者 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP
2

主催者 ⇄ 参加者

(払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を入手。

STEP
3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告※の際に、上記2点の証明書と共に申告。(e-taxでの申告も可能)
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税!

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計 - 2,000円) × 40% (+住民税分) の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP 1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります(要件を満たす全てのイベントが自動的に対象となるものではありません。参加イベントが対象となっているかについては、必ず文化庁・スポーツ庁のHPあるいは主催者のオフィシャルサイトをご確認ください)。ただし、不特定多数を対象としていないイベント、そもそも払戻しが受けられないイベントは対象なりません)。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。

相談メールアドレス ticket-kifu-soudan@mext.go.jp

問合せ先



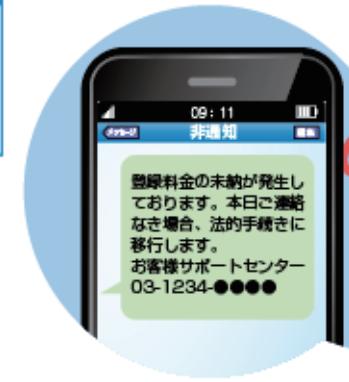
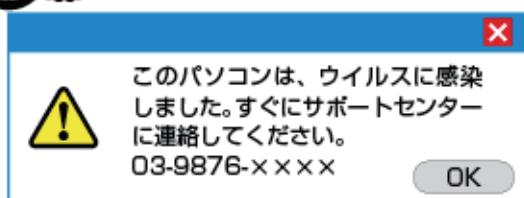
文化庁 本件税制担当
03-5253-4111(内線:4855)



スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2688)

※寄附金控除に関する詳細は、「国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)」でご確認ください。

「サイト利用料金」「ウイルス除去費用」等を 請求する架空料金請求詐欺に注意!!



電子マネーを購入して支払ってください。



これ！詐欺だよ！



記載されている電話番号には絶対に電話しない。

安易に URL をクリックしてサイトにアクセスしない。

添付ファイルを開いたり、メールに返信しない。

一人で考えず、家族や警察、公的機関に相談すること。

慌てず落ち着いて、必ず誰かに相談してください



他にも「遺産」や「当選金」など、いろいろな手口があるので注意して下さい。

神奈川県警察

ペーパーレス妨げる 日本の商慣習とは

ジャーナリスト 海部隆太郎

先日、大学教授（科学者）を取材する機会があった。貴重な話を聞いた後の雑談で「鶏が先か卵が先か」の考え方を面白おかしく語ってくれた。要約すると生物の進化を考えれば、もちろん鶏が先になるのだが、それで終わってしまえば話はつまらない。どちらが先な

のか結論の出ない“命題”のように捉えるからこそ、いまだに「鶏と卵」議論が廃れずに生き残っているのだという。

「鶏と卵」は子供の頃、むきになって同級生と議論したことがあった。さらに、その頃はやった漫才で「地下鉄はどうやって車両を地下に入れたのでしょうか」「渋滞の先頭はどうなっているのでしょうか」などを連想的に思い出してしまった。もちろん、今は答えをすぐに見いだせるが、当時は言葉に詰まり、本当にどうなんだろうと真剣に考えていたと思う。

似たような話は、たくさんある。だが、笑える話をまとめただけでは、読者の方から響應（ひんしゅく）を買うのは間違いないはず。本題に移らなければいけないのだろう。だが、ここで指摘したかったのは、答えが分かっているが、少しだけつまずいてしまうような話の面白さと、疑問に思うことの大切さを感じるべきではないかということだ。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方は

税務署に申請することにより
納税が猶予されます。

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



無くせるか日本の文化“押印”

さて、コロナ禍で働き方が大きく変わりつつある。以前はテレワークと称した在宅勤務は、リモートワークに置き換えられ、混雑した通勤電車を避け、概ね快適な仕事環境が得られるようになった。運動不足による皮下脂肪の増加など副作用はあるが、会社に行くことがサラリーマンの仕事という概念を崩すきっかけになったと思う。コロナウイルスの功罪を語っているのではない。

その一方で、「請求書の発行や決済押印のためだけに出社しなければならない」という声もよく聞く。それならばパソコン上で押印ができるればいいと思うが、現状はそれをプリントするのがオチ。デジタル化の流れの中でアナログが捨てきれない紙書類をかたくなに守るのが日本の商慣習だ。

日本を代表する、あるIT企業の担当者は「紙書類が果たしてきた原本性を絶対視する文化は根強い」と話す。紙による原本性は、耐改ざん性があるからだ。ではどうするか。書類を電子化して原本性を保証する仕組みがあればいい。技術的には存在するが、法整備への議論がこれから。だが、デジタル文書が本物で、プリントしたら紙はコピーとなる世の中が必ずやって

くると確信する。欧米だけでなくアセアン諸国の取り組みをみればわかる。

文字ができ紙が発明されてから数千年も続く紙文化を無くせるか、商慣習を変えることへの抵抗感を捨て去ることができるか。だが、世の中はデジタル化の流れでこれに異論を唱える企業は皆無だろう。そこにはペーパーレス化も謳われているのだが、相変わらず紙書類を重視する文化は無くなっていない。「IT化で資料作成が容易になり、プリントする紙が増えた」という話もある。

冒頭の漫才風に言えば「デジタル化が進展しているのに、どうして紙が減らないのですかねえ」と問い合わせたい。

【筆者紹介】

海部 隆太郎

(かいべ・りゅうたろう)

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。



犯人グループは、あなたの家の タンス預金を狙っています！

警察や業者などをかたり・・・

あなたの口座が
不正に利用されています。

ガスの点検に行きます。



親族をかたり・・・

急にお金が必要なんだ。
自宅にいくらある？



不
審
な
電
話
は、
警
察
に
通
報
を！

自宅にお金があることを
他人に教えない
ようにしましょう。

神奈川県警察



仕出し・弁当・果物・菓子…
“我が家の大台所”と慕われる
無添加手作り惣菜の鮮魚店

うおいさ 魚伊佐

新磯地区

① 磁器部にある魚伊佐を訪れました。整然と並ぶ多彩な商品に目を奪われます。社長の田中正志さんに創業の経緯からお話を伺いました。

田中 昭和26年頃に親父が始めた店で、創業70年になります。

② 歴史がありますね。お店の名前の由来を教えてください。

田中 いさおという親父の名前からとっています。両親とも平塚出身で、最初は平塚で自転車に魚を積んで行商していました。その時のお客さんに、土地を探すから店を出すよう勧められました。

③ お客様からのリクエストで、ずっとこの場所に?

田中 親父の店はここから少し離れたところ

ろにありました。平成になって今の店の土地を購入しましたから30年あまりになります。

④ 店を継ぐ決心は、早くからあったのですか?

田中 そうですね。昔は長男が継ぐのが当たり前という感じでしたから。親父が病気になったことも決心したきっかけになりました。

⑤ お店を継がれる前のご職業を伺っていいですか?

田中 高輪プリンスホテルでお寿司の修業をしていました。お寿司だったら、なんとかうちの商売と結びつくかなって思つて。今は毎週火曜日にお寿司の日として1人前1,000円以下の寿司折を作っ

ています。

⑥ お手頃ですね。仕入れはどちらですか?

田中 横浜や八王子の市場に毎朝3時に起きて行っています。

⑦ それは大変ですね。買い付けはどのようにされるのですか?

田中 その日に捕れた魚を求めて行くんですけど、収穫量によって値段も入ってくる時間も変動します。私は6時半には帰宅するので、その前に入ってきてくれることを願っています。

⑧ 遅れるとお客様を待たせてしまうんですね?

田中 そうなんです。でも、間屋さんとは親父の代からの長い付き合いで、遠くか



田中 正志さん
有限公司魚伊佐 二代目社長。趣味は旅行。学生時代は野球と柔道で活躍。市の体育指導員として、地域の高齢者のためにゲートボールの普及活動を行い、成果を出した経験もある。



ショーケースには、毎朝市場で仕入れる旬の魚や新鮮な刺身が並ぶ

らきていることを知っているので、先に売ってくれたり、支払いも便宜をはかってくれたり。こちらもお土産にパンを持っています。

● 取引先ともいいお付き合いを永く続けていらっしゃるんですね。

● 人付き合ってそういうもんですよ。

● お店には様々な商品が綺麗に並んでいて、買い物に便利ですね。

● もともとは魚しか売っていなかったんですけど、お客さんから、他にもいろいろな物を扱ってほしいと要望がありまして、どんどん商品が増えています。

● 品揃えが豊富なのは助かりますね。

● 夕飯に買って帰って、そのまま出せるから、「魚伊佐さんは、我が家の台所よ」なんて言ってくれるお客さんもいらっしゃるんですよ。

● 「地域の台所」なのですね。味へのこだわりは何かありますか?

● あまり濃い味付けにしないんです。

それがうちのお客さんに合うようで、先代からのこだわりです。それから、お惣菜は全て手作りで既製品は無し。添加物も一切無し。それを売りにしています。

● 手作りの優しい味付けが昔から、この街の皆さんに愛されているのですね。お客様に対して最も大切にしていることは何ですか?

● 客さんの立場で物を考える事が、まず第一だと思い、使い勝手の良いお店を目指してやってきました。お客様の欲しい物が今日無かったら、「明日、市場で仕入れてくるけど待てる?」と聞くと「はい、大丈夫よ。お願いしますね」そんなやりとりをしています。市場へは毎日出かけてますから。

● 客さんから慕われて頼りにされていますね。地域との関わりはありますか?

● 関わりは大切にしています。新磯商盛会という地域の商店の集まりに所属していて、会長を務めたり、このあたりはお祭りが多いので、模擬店を出した

り、駅のイルミネーションの飾り付けなど、やらせていただいたことがあります。

● 魚伊佐さんを必要としている方がいっぱいいるでしょうから、これからも地域活動やお店の経営を続けてほしいです。今後の抱負はありますか?

● 女房とパートさんたちと、自分の手の中で無理なくできる範囲で商売したいこうと考えています。子どもは3人おりますが誰も離ぐ予定はないです。店が特に大変な時は泊まりで手伝いに来てくれますけどね。

● やさしいご家族ですね。奥様にお聞きます。どんなご主人ですか?

● 頑張り屋で仕事大好きです。でも頑張ってきたからこそ体の痛みが出てきて、通院しているので心配です。

● お大事になさってください。これから何かやりたいことはありますか?

● 妻も私も旅行が好きなので、一緒に温泉でも行きたいです。

● いいですね。今日はありがとうございました。



コンビニやスーパーのように食卓にあると便利な物が揃った店内



添加物を一切使わず、惣菜を毎日手作りする奥様



〒252-0327 相模原市
南区磯部1330-2

☎046-251-0972

【営業時間】

9時～18時

【定休日】

毎週／水・木曜日

法人の県民税・事業税の超過課税を 実施させていただきます

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

これまでスピードに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していくかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

そこで、このたび県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題である「災害に強い県土づくりの推進」や「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的として、引き続き超過課税を実施させていただきます。

● 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

① 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)

② 税率(変更なし)

県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

③ 中小法人に対する不均一課税(変更なし)

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税(法人税割):資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税:資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人

お問合せ先は

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話(045)210-1111(代表)

■ 超過課税の仕組みに関するご質問

総務局財政部税制企画課(内線2306)又は相模原県税事務所事業税課(電話(042)745-1111)

■ 超過課税の活用に関するご質問

総務局財政部財政課(内線2266)



県税ホームページ

県税便利帳

検索



新会員紹介

令和2年10月・11月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 力匠	販促商品輸入卸売業	田 村 力 彦	千代田区神田神保町2-20ワカヤギビル2階	賛助会員
行政書士さがみ総合事務所	行政書士	丸 山 静 世	相模原市緑区根小屋2547-7	賛助会員
中井 啓二	空調設備	中 井 啓 二	相模原市中央区共和2-16-15-203	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になります。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用 ………………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用 ………………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。

どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,500部

発 行 日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡ください。

読者
プレゼント

「魚伊佐」と新磯商盛会 加盟店で使える

お買い物サービス券

2,000円分

5組様にプレゼント！

応募締切り令和3年1月31日(日)

※新磯商盛会加盟店で商品またはサービスとお引換いたします。

※本券は現金とはお引換いたしません。

※発行印の無いものは無効です。

※本券からのお釣り銭は、お渡しできません。

今すぐハガキかFAXで！

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局まで
Faxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名：「お買い物サービス券」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など



——この券がご利用できる新磯商盛会加盟店一覧——

藤屋商店	魚伊佐	幸栄石店	友栄建設	東酒販すずらん
白野屋商店	魚 潤	藍田商店	スマイル	新磯商さくに
食國屋さとう酒店	みゆき館	TRK	齊藤かおる板金	新磯商 いこい
広のや	味処 かや野	仕出し弁当 一力	夢工房ふっくら	山本商店
介護タクシーケイアンドエム	生活支援 買い物代行		ランチ カフェ みかんの木	
ヤマグチオートサービス	カットin ドック			

○本券は、現金との併用いたしません。
○現行券のないものでは無効です。
○本券からのお釣り銭は、お渡しできません。

新磯商盛会

令和3年1月1日発行

○当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahoinkai.or.jp>

新年あけましておめでとうございます。

有限公司 ユタカ企業

代表取締役 新倉 裕

SINCE 1977. YUTAKA KIGYO CORP.

神奈川県相模原市中央区田名1307番地 〒252-0244
TEL(042)762-7714 FAX(042)761-2045

E-mail:yutakakigyo@jcom.home.ne.jp

真田石油販売株式会社
真田塩油株式会社
真田液化ガス株式会社
ニコニコレンターカー横本五差路店

代表取締役 真田 勉

〒252-0146 神奈川県相模原市緑区大山町11番4号
TEL.042(772)6424(代) FAX.042(774)7010

株式会社 金子畜産

代表取締役 金子 渉

〒252-0142 相模原市緑区元横本町6-30
TEL 042(772)2220 FAX 042(772)0123
E-mail:k-knkt@t-com.ne.jp

SSK

～ 全てに感謝の心で…～

取締役会長
藤本都子

代表取締役社長

藤本宗一郎

三和紙業株式会社 〒252-0143 神奈川県相模原市中央区上津3658-12
TEL.042-713-3910 FAX.042-761-8666
E-mail:swaf@cube.ocn.ne.jp

主機設備 油井水刷生設備 水道施設 丁木
株式会社 小山商会

代表取締役 小山 将史 Koyama Masafumi



一般工事施工管理技士
一般配管技士 E-mail:koyama_ms@kxf.biglobe.ne.jp

〒252-0243 神奈川県相模原市中央区上溝347-8 TEL.042-778-1031

営業所 〒252-0335 相模原市南区下溝1360 FAX.042-778-4007

土木・舗装・エクステリア・パリアフリー工事
福社住環境コーディネーター 忙談

有限会社 石原組

南区下溝1988 ☎778-0184

<https://ishihara-gumi.co.jp/> E-mail:info@ishihara-gumi.co.jp

有限公司久保田写真館

代表取締役 久保田憲藏

相模原市緑区下九沢 1926-11

TEL.042-762-0406 FAX.042-762-0595

<https://kshasinkan.net> E-mail:kubota55@jcom.home.ne.jp



FMHOT83.9MHz

代表取締役社長 平岩 夏木 Hiraiwa Natsumi

株式会社 エフエムさがみ 〒252-5288 神奈川県相模原市中央区相模原6-20-1
本社 TEL.042(776)3980 FAX.042(776)3943
ホームページ <http://www.fmsagami.co.jp>
e-mail natsuki@fmsagami.co.jp
公式アプリ

有限公司 ティファニー

代表取締役 曹間 良雄

Hiruma Yoshio

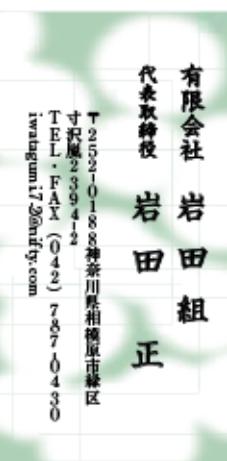
ミセスのためのBOUTIQUE Tiffany

(5号～15号)

〒252-0143 神奈川県相模原市緑区横浜3-4-8

TEL/FAX042-773-8484

T 252-0143-8
寸引度 230-4-2
TEL・FAX (042) 756-7
043
0



代表取締役 岩田組正

よりよいオフィスを提案する
菊屋浦上商事株式会社

代表取締役 会長 浦上裕史

左利き用グッズを販売しております！

<http://www.kikuya-net.co.jp>

〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原6-26-7

Tel 042-754-8211(代) Fax 042-754-8051

RS ホテルラポール千寿閣

MBC 町田ボウリングセンター

代表取締役社長 岩崎 正

〒252-0318 相模原市南区上鶴岡本町3-11-8

TEL. 042-749-1121 www.hotel-rs.co.jp

sta

SINCE 1967

代表取締役 中嶋 勇

ISAMU NAKAJIMA

相模原観光株式会社

〒252-0237

神奈川県相模原市中央区千代田2-1-16 相模ビル1F

TEL.042-753-1116(代) FAX.042-753-5785

神奈川県知事登録2-208号

YM

山口自動車
株式会社

代表取締役

山口 誠志

神奈川県相模原市下九沢1111番1

TEL. 042-772-5312

FAX. 042-772-5638

URL <http://www.yamaguchi-motor.com>

E-mail. yamaguchi-sts@yamaguchi-motor.com

DAIDO

平田 謙
相模原営業所長

株式会社 大同生命保険

相模原市中央区相模原2-13-16

相模原法人会場2F

Tel. 042-753-0266

Fax. 042-753-0266

E-mail. hishida@yamaguchi-daido-life.co.jp

T&D

TELECOM7

EP

Ebara-Printing

関戸 昌邦
代表取締役

株式会社 栄文舎印刷所
〒252-0236 神奈川県相模原市中央区吉士見6-13-16
TEL.042-753-0266 FAX.042-753-0266
E-mail. hone@eibunsha.co.jp
URL <http://www.eibunsha.co.jp>



環境にやさしさを

●新築及び既存住宅アリナシ

●床下換気扇清掃工事

●ビル・店舗外の害虫駆除

株式会社 タケダホームサービス

代表取締役 土田 喜正

しきあり防除工士 10408

〒252-0324

神奈川県相模原市南区相武台2-2-5 E-mail: tuchida@takeda-pest-c.co.jp

TEL.046-256-3851 FAX.046-256-1009

TEL.046-256-3851 FAX.046-